高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案

予算関連法律案

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県によ る高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体と なった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

背景

高齢化の進展(特に高齢単身世帯、要介護高齢者の増加)

住宅のバリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足



バリアフリー化され ていない住宅の例

住宅施策と福祉施策の連携が必要

概要

基本方針の拡充

国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定し、老人ホーム、高齢者居宅生活支援体制等を追加

高齢者居住安定確保計画の策定

- 都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定
- ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者居宅生活支援 施設(デイサービスセンター等)の整備の推進^{が、地方住宅}
- ・住宅のバリアフリー化の推進

供給公社 の活用

・公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設(デイサービス センター、交流施設等)の整備の推進(予算)

高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進 整備・管理の弾力化

・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸 住宅を認知症グループホームとして賃貸可能

高齢者生活支援施設への補助制度の創設(予算)

・高齢者向け優良賃貸住宅と一体的に整備される高齢者生活 支援施設の整備の推進



建替事業の実施区域

税制優遇措置の拡充(税制)

・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅への割増償却の拡充

高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善 登録基準の設定

・最低居住水準等の要件を満たすもののみ登録可能

指導監督の強化



高齢者円滑入居賃貸住宅制度

高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保